

第3期

石川の教育振興基本計画 2021→2025

未来を拓く
心豊かな人づくり

石川県・石川県教育委員会

はじめに

教育は未来への先行投資であり、本県の飛躍のためには、次の時代をたくましく切り拓いていく、優秀な人材を育てていくことが大切です。

本県では、平成23年に教育の総合的な指針である「石川の教育振興基本計画」、平成28年には「第2期石川の教育振興基本計画」を策定し、子供たちの確かな学力の育成はもとより、県民の生涯にわたる「学び」や、ライフステージに応じたスポーツ活動の充実により、未来を切り拓こうとする気概あふれる積極果敢な人づくりに取り組んでまいりました。



しかし、近年、グローバル化の進展やAI、IoTをはじめとする先端技術の高度化など、社会が大きく変化し、さらに、依然として続く新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済など多方面に大きな影響を及ぼしています。

そして、教育の現場においても、いじめ問題の深刻化や特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加、教員の急激な世代交代、教職員の多忙化など、様々な課題が生じています。

こうした先行きの見通せない時代にあるからこそ、学び続ける意欲を持ち、多様化する課題に対し主体的に解決できる力を身に付けた、次代のいしかわを担う人材を育てていくため、今般、「第3期石川の教育振興基本計画」を策定し、さらに、本計画を本県における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の「大綱」として位置づけることといたしました。

本計画では、基本理念である「未来を拓く心豊かな人づくり」をはじめ、第2期計画の基本的な考え方を継承し、先人より培われてきた豊かな歴史と文化、高い技術力を有するものづくり企業や高等教育機関の集積など、本県の個性ともいべき数多くの財産を活かしながら、ふるさとに誇りと愛着を持ち、いしかわの未来を担う人材の育成に取り組むこととしております。

また、第2期計画策定以降の状況の変化を踏まえ、新たに「GIGAスクール構想の実現による学びの質の向上」や「新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営」、「教職員の多忙化改善」などを今後の重要な施策として掲げ、具体的取組を積極的に展開してまいります。

今後とも、本計画の着実な実現に向け、学校での実践はもとより、家庭や地域、企業や大学との連携・協働など、社会全体で取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご協力を賜りました県民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

石川県知事 谷本 正憲

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 社会の動向と教育をめぐる現状	3
1 社会の動向と課題	
2 教育をめぐる現状と課題	
第3章 石川県がめざす教育の姿	13
1 基本理念	
2 めざす人間像	
3 基本目標	
4 計画の体系	
第4章 施策の方針と主な取組	20
基本目標1 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します	20
施策の方針 1-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成	
1-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成	
1-3 イノベーションを担う人材の育成	
1-4 グローバル人材の育成	
1-5 地元の企業や大学と連携した人材の育成	
基本目標2 学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します	32
施策の方針 2-1 確かな学力の育成	
2-2 G I G Aスクール構想の実現による学びの質の向上	
2-3 コミュニケーション能力など実社会で必要とされる資質・能力の育成	
2-4 キャリア教育・職業教育の充実	
2-5 幼児教育の充実	
2-6 特別支援教育の充実	
2-7 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実	
基本目標3 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します	52
施策の方針 3-1 心の教育・道徳教育の充実	
3-2 人権教育の推進	
3-3 いじめ・不登校等への取組の充実	
3-4 体験活動の充実	

- 3-5 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成
- 3-6 児童生徒の体力・運動能力の向上
- 3-7 学校保健の充実・食育の推進
- 3-8 防災教育・安全教育の推進

基本目標4 信頼される質の高い学校づくりを推進します……………68

- 施策の方針 4-1 新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営
- 4-2 キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実
- 4-3 優秀な教員志望者の確保と養成
- 4-4 学校の組織的な対応力の向上
- 4-5 多様なニーズに応える学校づくりの推進
- 4-6 教職員の多忙化改善の推進
- 4-7 教育環境の整備・充実
- 4-8 建学の精神を尊重した私学の振興

基本目標5 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します……………88

- 施策の方針 5-1 高等教育機関の「学び」の環境の充実
- 5-2 高等教育機関による「地域の活性化」の推進
- 5-3 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進

基本目標6 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します……………92

- 施策の方針 6-1 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり
- 6-2 家庭の教育力の向上
- 6-3 地域の教育力の向上

基本目標7 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します……………98

- 施策の方針 7-1 生涯にわたる学習の推進
- 7-2 社会教育の奨励・振興
- 7-3 石川の新たな「知の殿堂」としての県立図書館の整備

基本目標8 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します……………106

- 施策の方針 8-1 生涯にわたるスポーツ活動の振興
- 8-2 競技スポーツの振興
- 8-3 スポーツを通じた地域活性化

第5章 計画の実現に向けて……………115

- 1 計画の周知・広報
- 2 地域社会全体の連携・協働
- 3 計画の進行管理

資料編……………118

*を付した用語については、資料編の用語集(P125～P130)に、その説明を記載しております。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成23年1月に「石川の教育振興基本計画」、平成28年3月に「第2期石川の教育振興基本計画」を策定し、小中学校の学力向上の中長期的指針となる「いしかわ学びの指針12か条」に基づく*確かな学力の育成や、未来への飛躍を実現する人材育成のための「高等学校『学びの力』向上アクションプラン」に基づく、校種の特性や生徒の学力に応じたきめ細かな学力向上対策など、計画の基本理念である「未来を拓く心豊かな人づくり」の具現化に向けた取組を進めてまいりました。

また、いじめの社会的問題化、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加、教員の世代交代などの課題に対応するほか、第2期計画策定以降、教職員の多忙化など顕在化した課題に対しても取組を進めているところであります。

第2期計画の計画期間が終期を迎えようとしている今、これからの社会を見通すと、AI(人工知能)やビッグデータ、*IoTといった先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものが劇的に変わるとされております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その甚大な影響は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、私たちの行動・意識・価値観まで多方面に波及しつつあります。この影響は広範で長期にわたるため、感染収束後の「ポストコロナ」の世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」に移行していくことが求められております。

このように、目まぐるしく変化するこれからの社会を生き抜くためには、子供たちに*確かな学力を身に付け、一人一人が多様な個性と能力を伸ばし、主体的に人生を切り拓いていく力と、他者と共に支え合い、高め合いながら、新たな価値を創造していく力が求められます。

こうしたことから、本県の教育に関する基本的な計画として、「第3期石川の教育振興基本計画」を策定することにしました。

現在の第2期計画は、石川県新長期構想における教育に関する分野としての性格を有しており、第3期計画は、新長期構想の目標年次が令和7年度であることを踏まえ、計画期間は令和7年度までの5か年とするとともに、現計画の「基本理念」、「めざす人間像」、「基本目標」といった基本的な考え方は継承しつつ、現計画策定以降の状況の変化を踏まえ、本県教育の目指す姿と施策の展開の方向性を示しております。

2 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とするとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置づけます。

また、県政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「石川県長期構想」における教育に関する分野としての性格を有します。

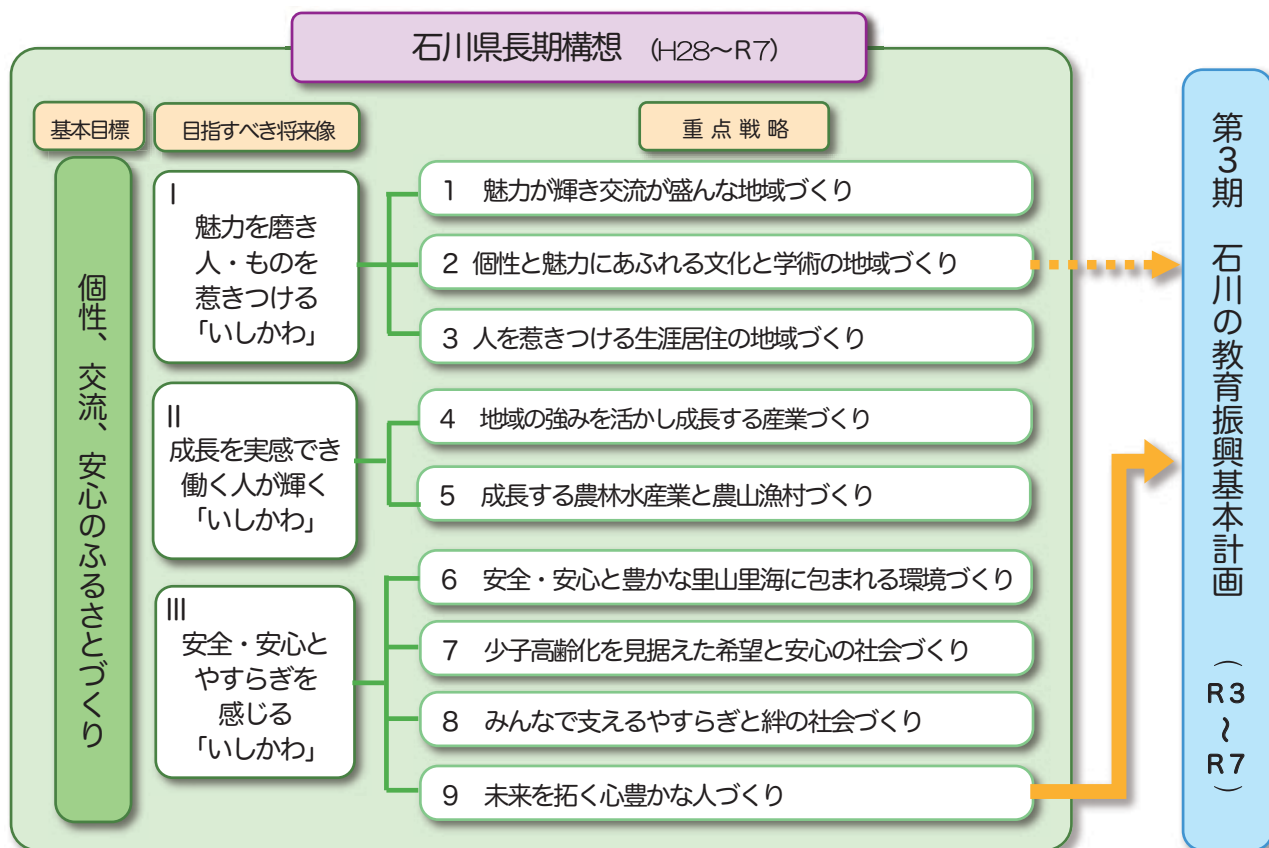
《教育基本法》

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。



3 計画の期間

計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

第2章

社会の動向と教育をめぐる現状

1 社会の動向と課題

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大】

新型コロナウイルス感染症は世界的な流行となり、国内では感染拡大防止のため、令和2年3月、全国的に学校の臨時休業措置が取られ、同年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う甚大な影響は、私たちの生命や生活のみならず、学校教育を含む社会経済活動など、多方面に波及しつつあり、国内外の感染状況を見据えると、長期的な対応が求められています。

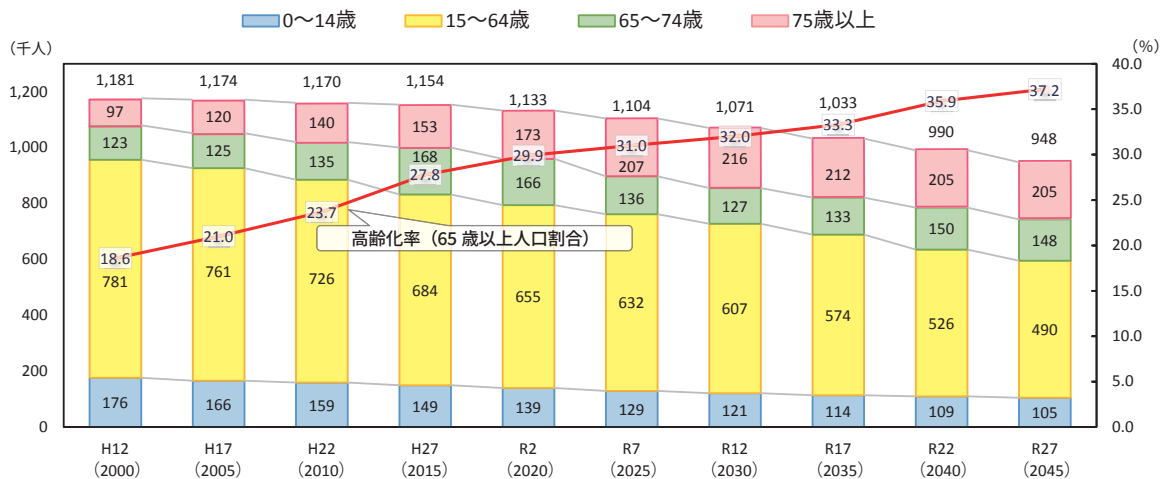
【地 域】

■ 人口減少、少子高齢化の進行と地方創生の推進

現在、我が国は超高齢社会を迎えるとともに、人口が継続的に減少する人口減少社会に入っています。このまま少子化に伴い人口減少が続くと、生産年齢人口の減少、国内市場の縮小、地域活力の低下など、様々な弊害が予想されることから、人口減少の克服と地方創生が、国・地方を通じた大変重要な課題となっています。

本県の人口は、平成17(2005)年国勢調査で初めて減少に転じ、平成27(2015)年国勢調査で115.4万人となっており、令和27(2045)年には94.8万人となると推計されています。本県では、「第2期いしかわ創生総合戦略」(令和2年3月策定)に基づき、石川への人の流れをつくる社会減対策と、結婚、妊娠・出産、子育てへの支援といった自然減対策の両面から、地方創生に向けた取組を推進しています。

石川県の人口推計と高齢化率の推移



平成12～平成27年の数値は、国勢調査による数値(棒グラフ上部の県総人口には、年齢不詳者を含む)。令和2年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30年3月推計)による推計値。

■ 北陸新幹線の県内全線開業など

平成27年3月の北陸新幹線金沢開業により、本県を訪れる観光客の数は大きく増加し、ホテル・旅館・飲食店などはもとより、様々な分野で本県の活性化につながっています。令和2年度には金沢港クルーズターミナル、国立工芸館、金沢城公園の鼠多門・鼠多門橋が相次いで完成・供用し、これらを最大限活用した交流人口の更なる拡大を図るとともに、今後の北陸新幹線県内全線開業も見据え、石川の魅力の発信や「おもてなし」の向上など、開業効果の維持・発展に向けてのさらなる取組が求められています。

【産 業】

■ 急速な技術革新

2030年頃には、第4次産業革命といわれる*IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society 5.0)の到来が予想されています。このような技術革新の進展により、今後10～20年後には日本の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられています。

■ イノベーション創出に関する国際競争の激化

人々の価値観が多様化し、経済のグローバル化が進む中、科学技術イノベーションに関する国際競争が激化しています。技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションを牽引する人材の育成が求められています。

【暮らし】

■ 社会全体のICT化の加速

スマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウド等の急速な普及は、私たちのライフスタイル・ワークスタイルに変化をもたらし、情報関連のみならず、様々な分野において新たなサービスの創出などICTを利活用した取組が進んでいます。

■ グローバリゼーションの進展

人・モノ・金・情報などが地球規模で行き交い、経済をはじめ政治や文化など、様々な分野においてグローバル化が急速に進展している中、国籍・性別・年齢・価値観などの違いによる人々の多様性を受容し、国際的な視野をもった人材の確保が必要とされています。

■ 地域のつながりの希薄化

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会での支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されており、子供の規範意識や人間関係を築く力の低下といった教育上の問題の一因にもなっています。

■ 一人暮らし高齢者と子育て家庭の社会的孤立化

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等により、一人暮らしの高齢者や身近な人から子育てを学ぶ機会の少ない親など、社会的に孤立する人々が顕在化しています。

■ 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴うスポーツへの関心の高まり

東京2020オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、人々のスポーツに対する関心が高まっており、競技スポーツの競技力向上はもとより、年齢や性別、障害の有無を問わず、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合うことができる絶好の機会となっています。

また、国際交流の推進のほか、事前合宿誘致や観光PRなどにより、地方の活性化にも期待が高まっています。

■ 防災・安全に対する意識の高揚

東日本大震災をはじめ、近年は、台風や豪雨による河川の氾濫や土砂崩れ、火山噴火などの自然災害が多発し、更には登下校中の児童生徒の交通事故の発生などを背景に、人々の防災・安全に対する意識が高まっています。

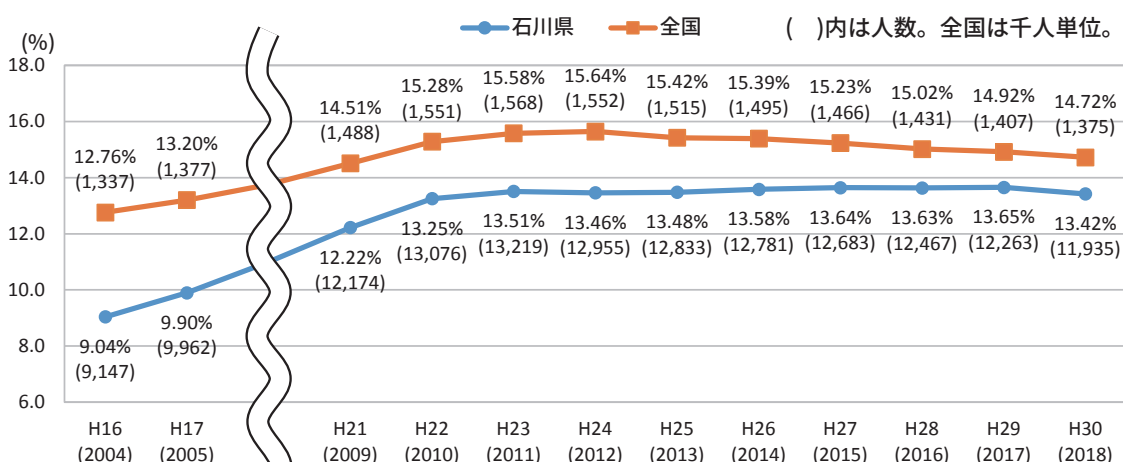
また、弾道ミサイルの発射やテロへの対応など、新たな危機事象への対応が求められています。

■ 所得格差の拡大と子供の貧困率の悪化

子供の*相対的貧困率は、1990年代半ば頃から上昇傾向にあり、経済的理由により、就学困難と認められ就学援助を受けている小中学生の割合は、近年、全国では14%台、本県では13%台と高止まりしています。

家庭の経済的理由により修学が困難となり、そのことが就職などにも影響し、生まれ育った家庭と同じように経済的に困窮する「貧困の連鎖」が危惧されています。

公立小中学校における就学援助率の推移



(出典) 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」
 ※ 就学援助率： 公立学校児童生徒数に占める要保護及び準要保護児童生徒数の割合
 ※ 要保護児童生徒数： 生活保護法に規定する要保護者の数
 ※ 準要保護児童生徒数： 要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

■ ワークライフバランスへの関心の高まり

個人の価値観やライフスタイルの多様化により、*ワークライフバランス(仕事と生活の調和)が重視される時代となっており、出産・育児や介護だけでなく、自己啓発や地域活動など、仕事以外の時間をいかに創造的かつ生産的に過ごすかということが重要視されてきています。

■ 選挙権年齢の引き下げ、成年年齢の引き下げ

公職選挙法等の改正により選挙権年齢が満18歳以上へ引き下げられ、高校3年生の一部も選挙に参加することができるようになりました。また、民法改正により令和4年度から成年年齢も18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約ができるようになります。若者が、主権者の一人としての自覚を深めることを含め、自立した「大人」として振る舞えるようになることが期待されています。

2 教育をめぐる現状と課題

《 学校教育 》

【学 力】

■ 新しい学習指導要領の実施

新しい*学習指導要領は、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校において全面実施され、高等学校は令和4年度から年次進行で実施されることとなっています。

【新*学習指導要領のポイント】

①社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容を明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図る。

②育成を目指す資質・能力

どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理し、教育活動の充実を図る。

③カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、各学校が設定する学校目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る。

④主体的・対話的で深い学び

目指す資質・能力の育成が実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。

■ G I G A スクール構想の実現

国は、小・中・特別支援学校(小・中学部)において児童生徒1人1台の端末を整備するとともに、小中学校や高等学校における高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する*GIGAスクール構想を策定しました。新型コロナウイルス感染拡大により、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育に大きな注目が集まり、ICTを活用した教育環境の整備が加速しました。*GIGAスクール構想の実現により、これからの学校教育を大きく変化させ、学びの質を向上させることが期待されています。

■ 持続可能な開発目標(SDGs)などを踏まえた教育の推進

国際連合が平成27年に設定した*持続可能な開発目標(SDGs)などを踏まえ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子供たち一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことが求められています。

■ 幼児教育の重要性の高まり

近年、幼児期の教育がその後の学力や運動能力に与える影響、大人になってからの生活への影響に関する研究が進展しており、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子供が健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

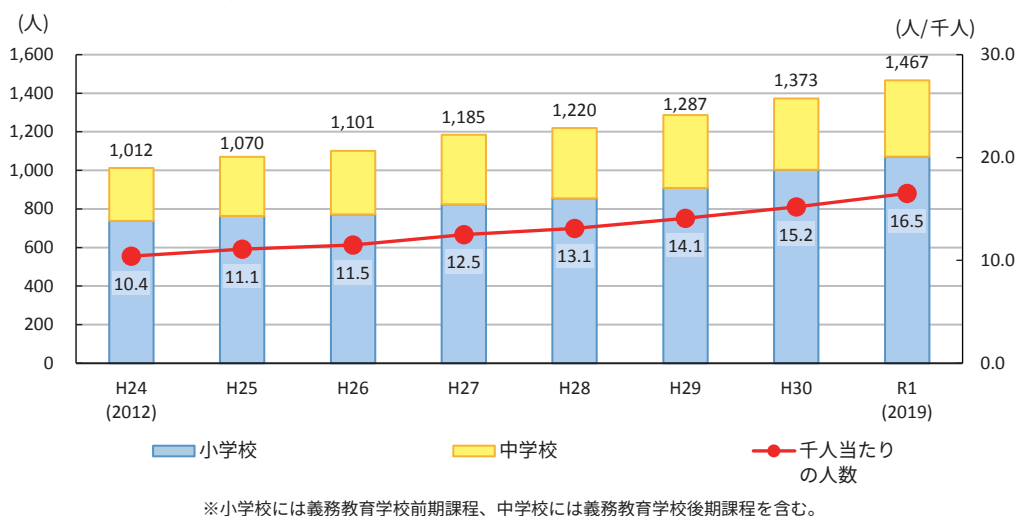
【子 供】

■ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加

特別支援学校や小中学校の*特別支援学級に在籍する児童生徒、*通級指導教室で指導を受ける児童生徒が増加しており、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える特別支援学校等の専門性の向上が求められています。

また、通常の学級においても、*発達障害をはじめ、広い範囲で学習面や行動面、対人関係などに困難さがあるため、特別な教育的支援が必要であると判断された児童生徒は、令和2年度の本県小中学校には約5.4%在籍しているとの調査結果もあり、適切な指導・支援が必要となっています。

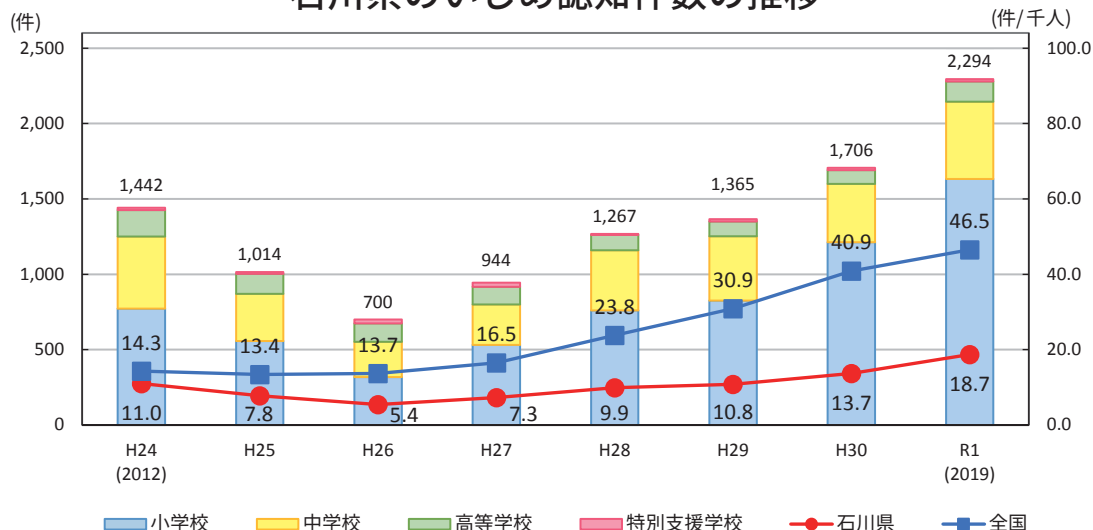
石川県の特別支援学級児童生徒数の推移



■ いじめ問題の深刻化

いじめ防止対策推進法の施行後も、全国的に増加傾向にあり、本県も同様な状況となっています。いじめは今なお大きな社会的な問題となっており、引き続き、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、さらなる学校の組織的な対応が求められています。

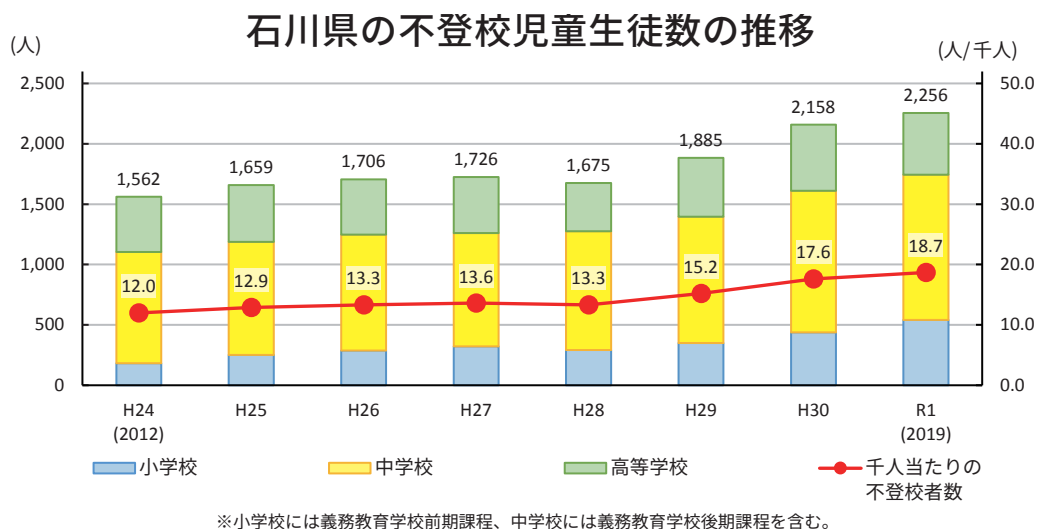
石川県のいじめ認知件数の推移



■ 不登校の児童生徒の増加

不登校の児童生徒数は全国的に平成25年度から増加傾向にあり、本県においても同様な状況となっています。

不登校になった児童生徒に対するケアを講じているところですが、未然防止に向けた取組がより一層求められています。



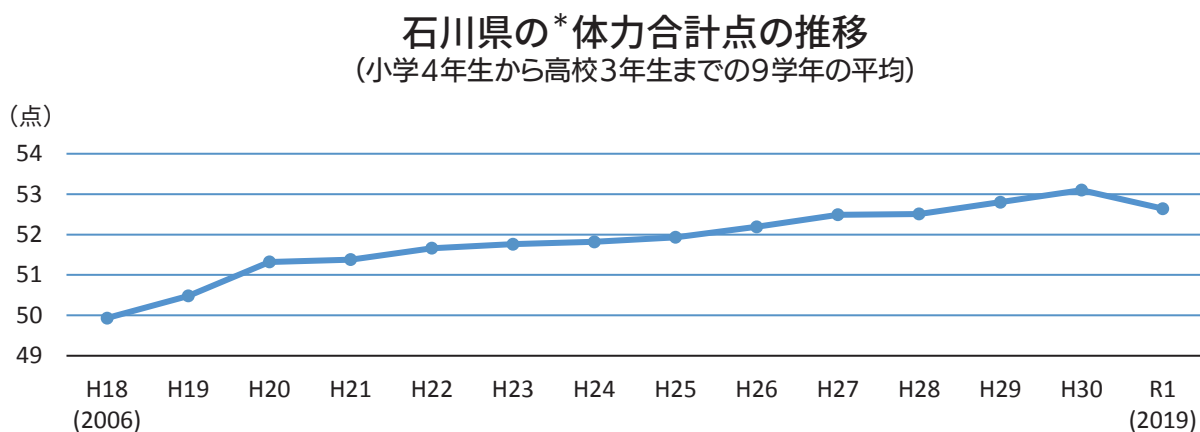
■ 子供の生活習慣の乱れ

ライフスタイルの多様化などにより、夜型生活による睡眠時間の不足や朝食の欠食など、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という基本的な生活習慣に乱れが見られ、学習意欲や気力・体力の低下の要因の一つとして指摘されています。

■ 子供の体力の傾向

本県の児童生徒の体力・運動能力は、小学4年生から高校3年生までの全ての児童生徒に対して調査を行うこととなった平成18年以降、様々な体力向上の取組により、上昇傾向を示しています。

文部科学省の「体力・運動能力調査」における全国との比較においても、本県の児童生徒は良好な結果を示しています。

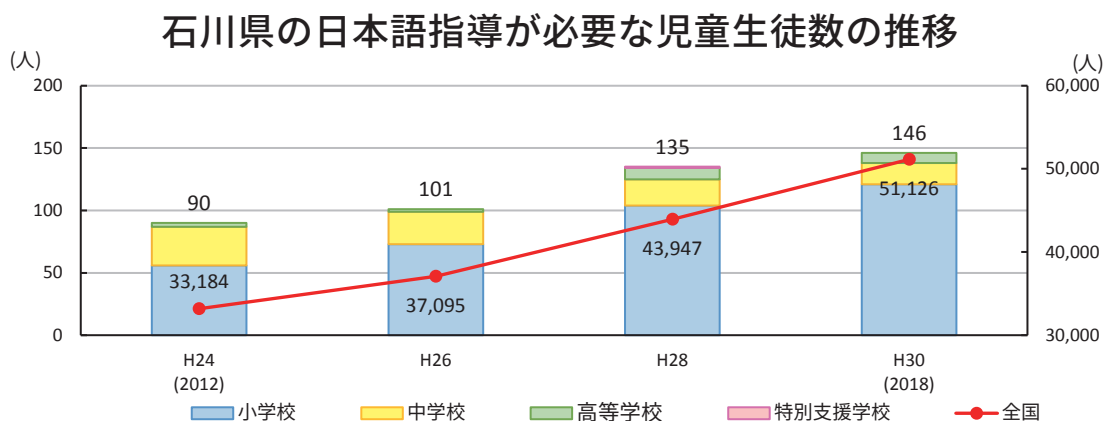


■ 子供の体験活動の減少

都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、子供たちの成長に必要な遊びや体験の場や「本物」に触れる機会が少なくなりつつあり、また、周りの大人がリスクを恐れて過保護となり、必要な体験活動の機会を奪っているとの指摘もされています。

■ 日本語指導が必要な児童生徒の増加

日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、全国的に増加傾向にあり、本県においても同様な状況が見られます。



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」について
 ※平成24年度調査より2年ごとに調査を実施
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

【学校・教員】

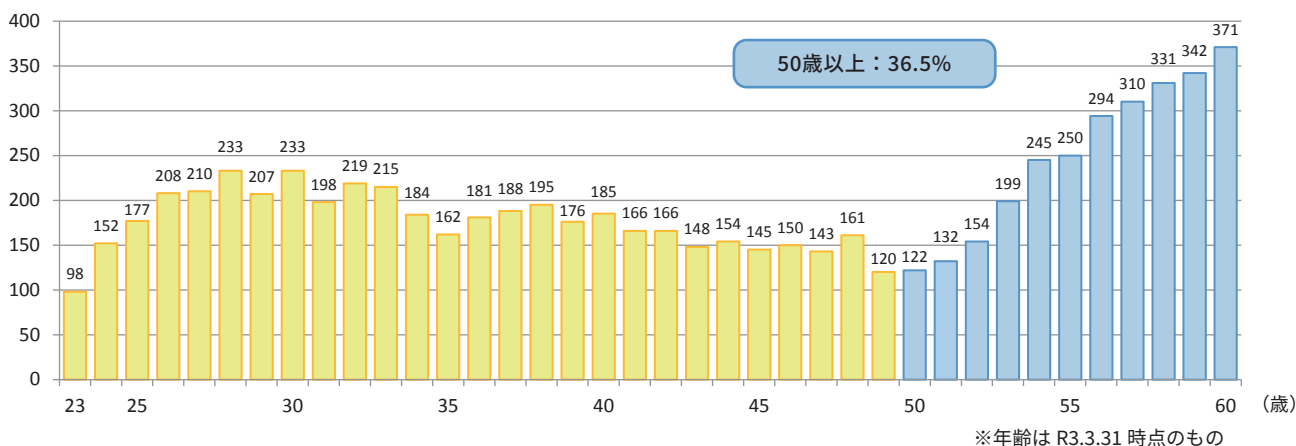
■ 教員の急激な世代交代

教員の大量退職・大量採用が続き、急激な世代交代が進んでいることから、即戦力となる優秀な教員の確保をはじめ、ベテランの指導力の継承と教員の専門性の向上が喫緊の課題となっています。

令和2年度 石川県公立学校 教員年齢構成

(実習助手・寄宿舎指導員・栄養教諭を除く)

R2.5.1 現在



■ 学校現場における課題の複雑化・多様化

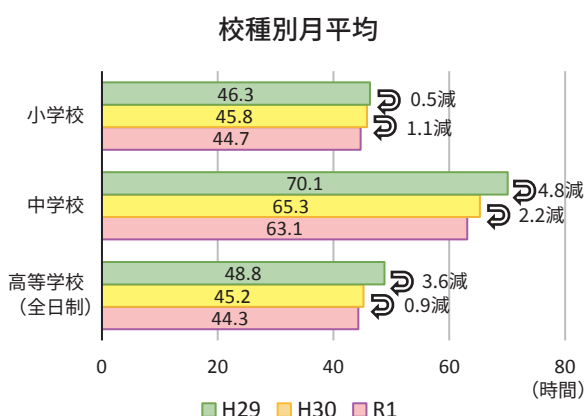
いじめ・不登校等の増加、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応、保護者や地域との関係づくりなど、教員個々の力量や経験だけでは対応しきれない事案が増加していることから、学校内の各組織が連携・協働し、専門スタッフ・外部人材も活用した「*チーム学校」として組織的に対応していくことがこれまで以上に求められています。

■ 教職員の多忙化

教職員の勤務状況については、いわゆる「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外勤務を行った者が多数いるなど、看過できない多忙な状況が明らかになっています。学校現場は教職員の情熱と献身的な努力に支えられている面が多々あり、こうした多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損ない、子供たちと真摯に向き合うことが出来なくなり、更には教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧されています。

時間外勤務時間に関する年度比較

(各年度3月を除く11カ月での比較 ※R1年度3月における約1カ月間の全学校臨時休業のため)



時間外勤務が月80時間を超える教職員の割合

	H29	H30	R1
〈小学校〉	10.8%	→ 9.2%	→ 6.2%
〈中学校〉	37.3%	→ 31.6%	→ 28.0%
〈高等学校〉 (全日制)	14.7%	→ 8.3%	→ 6.9%

■ 運動部活動における専門的な指導者の不足

豊富な経験と専門的な知識や技能を持って運動部活動を指導していた多くの教員が定年退職を迎えていることから、運動部活動における専門的な指導力の低下が懸念されています。

■ 体罰の根絶に向けて

部活動顧問の教員による体罰を苦に高校生が自殺した平成24年(2012年)12月の事件をきっかけに教員の体罰が社会問題化しました。国の調査によれば、平成26年度以降、体罰により懲戒処分等を受けた教員は減少していましたが、平成30年度には微増しました。教育現場に依然として残る体罰の根絶に向けて、教員が体罰によらず生徒を指導する力を身に付けるための研修など、継続的な取組が必要です。

《 社会教育 》

■ 家庭教育支援の必要性の増大

核家族やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容により、親が身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会が少なくなり、子育てに不安を抱えるなど、家庭の教育力の低下が懸念されています。

また、児童虐待など、家庭をめぐる問題も深刻化しており、社会全体で家庭教育を支援していくことが必要となっています。

■ 地域の教育力の低下

都市化や過疎化の進行、価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、地域における人のつながりや支え合いが希薄となり、地域で子供を育てるといった意識が薄れていくことによる地域の教育力の低下が指摘されています。こうした中、子供たちを健全に育成していく上で、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが求められています。

■ 地域における活動の停滞

個人生活の充実などを大切にする傾向にある今日、地域における人のつながりや支え合いの意識が次第に薄れ、地域の活力の停滞を招いています。社会教育関係団体においても、活動への参加者が減少し、その役割を十分に果たすことができない状況が見られます。このため、住民の主体的な参加を促すことはもとより、NPOや企業など様々な機関・団体等が連携して、地域活動の活性化に取り組む必要があります。

第3章

石川県がめざす教育の姿

1 基本理念

■ 未来を拓く 心豊かな人づくり

国際化や科学技術の進展、産業や経済構造の高度化、価値観やライフスタイルの多様化など、社会は急速に変化しており、本県の文化や伝統を大切にしながら、この新しい時代をたくましく生きる力を身に付けることが重要です。

このため、生涯にわたる学習やスポーツ活動により、心身ともに健やかで、心豊かな人づくりをめざすとともに、一人一人の個性や適性に応じたきめ細かな教育を推し進め、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、自ら学び、課題を見付け、解決できる力を身に付けた、未来を切り拓こうとする気概あふれる積極果敢な人づくりをめざします。

2 めざす人間像

■ ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

情報化や国際化の進展、経済のグローバル化や産業構造の転換など、時代や社会がますます急激に変化していることから、新しい事態に柔軟に対応するための資質や能力が求められています。

その一方で、国と地方が総力をあげて「地方創生」に取り組む今日、自らの住む地域の伝統や文化を大切に、住みよいまちづくりに積極的にかかわることも重要です。

このため、自らの住むふるさとの自然や歴史・伝統・文化に学び、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つとともに、それを通して日本人としての自覚を深め、広い視野に立って活躍できる人間であることが求められます。

■ 生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

これからの社会では、多様な価値観やライフスタイルが認められると同時に、人々がその個性や創造性を存分に発揮して活力ある社会をつくり上げることが求められています。

このため、生涯学び続ける意欲に満ち、基礎的・基本的な能力を培いながら、自ら学び、自ら考え、それらを総合し、主体的に判断する力を身に付けることを基盤として、自らの資質を生かし、個性や創造性を更に伸ばすことのできる人間であることが求められます。

■ 責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

今日の社会は、多様な人生観や価値観を持つ人々から成り立っており、また、グローバル化の進展に伴い、人種、文化、言語等の異なる人々が互いに大きな影響を与え合うようになっています。

このため、社会のルールやモラルを重んじつつ、自らの課題の解決に向け積極果敢に行動し、その結果に責任を持つとともに、互いに相手を理解し、敬意と思いやりをもって接することのできる自律的で心豊かな人間であることが求められます。

■ 健康や体力の増進に努める、活力ある人間

充実した人生を送るためには、心と身体がともに健康であることが重要です。少子高齢化、核家族化、環境問題の深刻化などが一層進んでおり、また、人々の生活様式も多様化していることから、一人一人が自分の健康や体力を管理し、その保持増進に努める必要があります。

このため、健康に配慮した生活習慣を身に付け、運動やスポーツに積極的に取り組むとともに、安全で快適な生活環境づくりを進める人間であることが求められます。

3 基本目標

基本理念を実現するため、次の8つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標1 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します

ふるさと石川の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を持って、石川の魅力を広く伝えることができる力を養うとともに、地元の企業や大学等と連携した取組を通して、独創性を持って新たな価値を創造する力やチャレンジ精神、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付け、ものづくりや観光など地域産業をはじめとする社会の様々な分野を牽引し、地域の活性化に貢献できる人材を育成します。

基本目標2 学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します

基礎的・基本的な知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し、主体的に解決する力を含めた*確かな学力を身に付けさせるとともに、*GIGAスクール構想の実現による学びの質の向上を図ります。

また、*キャリア教育や幼児教育、特別支援教育の充実を図り、子供たちが社会的に自立して生きていくための基礎となる力や創造性を育みます。

基本目標3 豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します

生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断といった規範意識を養うため、道徳教育を充実するとともに、いじめや不登校などに対し、学校全体で解決に取り組む体制づくりを促進します。

また、体験活動、文化・芸術活動を通して豊かな情操を育むとともに、健康づくりや体力づくりを推進するほか、子供たちの安全・安心の確保に取り組み、心身ともに健全な子供たちの育成を図ります。

基本目標4 信頼される質の高い学校づくりを推進します

新型コロナウイルス感染症については、今後も長期的な対応が求められる中、「新しい生活様式」を踏まえ、感染症対策を講じつつ、子供たちの健やかな学びを保障するための取組を進めます。

また、教員の大量退職・大量採用による急激な世代交代を踏まえ、即戦力となる優秀な人材の確保と教員の指導力や専門性の向上を図るとともに、学校が抱える教育課題が複雑化・困難化する中、学校の組織的な課題対応力の強化を図ります。

教職員の長時間勤務が大きな課題となる中、子供たちと向き合う時間を十分確保するため、教職員の多忙化改善に向けた取組を進めます。

多様な学習形態に対応できる教育環境の整備や、学校の特色を生かした取組を通して、子供たちや保護者に信頼され、質の高い教育を提供できる学校づくりを推進します。

基本目標5 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

大学コンソーシアム石川の活動を支援し、「学都石川」として県内全ての高等教育機関の魅力づくりと発信を推進します。

また、地域の活性化に向けて、高等教育機関と地域が一体となった取組を推進するとともに、地域の課題解決に主体的に向き合うことができる人材や、グローバルな感覚を持ち、国際的に活躍することができる次世代の石川の担い手を育成します。

基本目標6 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育相談体制の充実や、学校と地域の人々・団体などが連携して家庭教育を支援する体制づくりを進めるとともに、地域の人材による学習活動や体験活動などを通じて、学校と地域の人々との交流を深め、地域の教育力の向上を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協力した社会全体での教育力向上に向けた取組を推進します。

基本目標7 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

県民一人一人が、様々な機会を通じて学びを深め、その成果を社会で活かし、自己充実感を持って幸福に生きていくことができる社会の実現に向け、学び手の多様なニーズや時代の変化に対応した学習機会や情報を提供するとともに、新県立図書館の整備のほか、生涯学習関連施設の機能の充実を図ります。

基本目標8 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

県民の誰もが生涯にわたり気軽にスポーツに親しむことができるよう地域のスポーツ活動の支援やイベント等を充実するとともにスポーツ施設の充実など環境整備に努めます。

また、国際大会等で活躍できるアスリートの育成や専門的な指導者の養成等による競技力の向上に取り組むほか、スポーツを通じた交流人口の拡大や東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用等、スポーツを通じた地域活性化に取り組みます。

基本理念

未来を拓く心豊かな人づくり

めざす人間像

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

基本目標

1

いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します

2

学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します

3

豊かな心と健やかな体を備えたしなやかでたくましい人づくりを推進します

4

信頼される質の高い学校づくりを推進します

5

高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

6

社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

7

生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

8

ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

施策の方針

- 1-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成
 - 1-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成
 - 1-3 イノベーションを担う人材の育成
 - 1-4 グローバル人材の育成
 - 1-5 地元の企業や大学と連携した人材の育成
- 2-1 確かな学力の育成
 - 2-2 GIGAスクール構想の実現による学びの質の向上
 - 2-3 コミュニケーション能力など実社会で必要とされる資質・能力の育成
 - 2-4 キャリア教育・職業教育の充実
 - 2-5 幼児教育の充実
 - 2-6 特別支援教育の充実
 - 2-7 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実
- 3-1 心の教育・道徳教育の充実
 - 3-2 人権教育の推進
 - 3-3 いじめ・不登校等への取組の充実
 - 3-4 体験活動の充実
 - 3-5 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成
 - 3-6 児童生徒の体力・運動能力の向上
 - 3-7 学校保健の充実・食育の推進
 - 3-8 防災教育・安全教育の推進
- 4-1 新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営
 - 4-2 キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実
 - 4-3 優秀な教員志望者の確保と養成
 - 4-4 学校の組織的な対応力の向上
 - 4-5 多様なニーズに応える学校づくりの推進
 - 4-6 教職員の多忙化改善の推進
 - 4-7 教育環境の整備・充実
 - 4-8 建学の精神を尊重した私学の振興
- 5-1 高等教育機関の「学び」の環境の充実
 - 5-2 高等教育機関による「地域の活性化」の推進
 - 5-3 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進
- 6-1 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり
 - 6-2 家庭の教育力の向上
 - 6-3 地域の教育力の向上
- 7-1 生涯にわたる学習の推進
 - 7-2 社会教育の奨励・振興
 - 7-3 石川の新たな「知の殿堂」としての県立図書館の整備
- 8-1 生涯にわたるスポーツ活動の振興
 - 8-2 競技スポーツの振興
 - 8-3 スポーツを通じた地域活性化

